

# 山梨県歯科衛生士養成所運営費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 知事は、歯科医療従事者の確保と歯科衛生士養成所の健全なる運営を期するため、歯科衛生士の養成を行う施設に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき山梨県知事の指定を受けた歯科衛生士養成所の運営事業とする。

## (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要関係書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

## (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更を要する場合には、第2号様式により変更承認申請書を提出し、事前に知事の承認を受けなければならない。  
ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更にあつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、第3号様式により事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

## (交付の方法)

第6条 この補助金は、事業完了後精算払いとする。

ただし、知事が必要と認めるときは概算払をすることができる。

- 2 概算払の交付を受けようとするときは、第4号様式により概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第5号様式)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第8条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業の収入及び支出について証拠書類を整備し、関係帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成18年8月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年8月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

## 別表

第1欄 基準額	第2欄 対象経費
専任教員人件費 予算の範囲内で知事の定める額	歯科衛生士養成所の運営事業に必要な、専任教員人件費